

## 住宅関係の補助制度をご利用ください

建設課 住宅建築グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため、住まいの整備にかかる費用の一部を補助しています。補助対象となるものは下記の4項目ですので、ぜひご利用ください。

補助制度	補助金額	個別補助要件
① 既存住宅耐震改修費補助	上限30万円	昭和56年5月31日以前に着工した、耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事 ※町外業者施工も対象となります。
② 住宅太陽光発電システム設置補助	【町内業者施工の場合】 1Kw当たり10万円 (限度額30万円)	太陽光発電余剰電力の売買契約ができる設備、または発電電力をすべて自家使用とする設備を設置する場合(未使用品に限る)で、平成29年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し、電力会社との電力受給開始等ができる10Kw未満の発電システム
	【町外業者施工の場合】 1Kw当たり7万円 (限度額20万円)	
③ ペレットストーブ等購入費補助	【町内の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1 (限度額15万円)	次のストーブの購入 1、木質ペレットおよびまき等を燃料として、本体材質が鋳鉄、中鋼板と同様以上のストーブ 2、1に類する耐久性を有するストーブ
	【町外の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1 (限度額10万円)	
④ 住宅リフォーム推進補助	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用…限度額45万円) (②、③の工事と併用…限度額30万円)	上記①～③の工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません。 ※併用する工事によって限度額が変わります。

### 共通補助要件

- ・町税の滞納がない方。
- ・町内の住宅(店舗等の併用住宅含む)に施工・設置する場合に限りです。
- ・募集期限は平成30年3月30日(金)までです。ただし、募集は予算の範囲内で行うものとし、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。

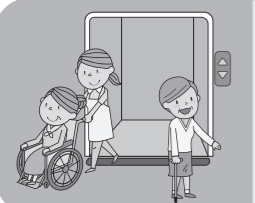
### 空き家をお持ちですか？

空き家の所有者の方には、使用していない建物が周囲に危険を及ぼさないよう適切な維持管理をお願いしています。空き家が原因で被害が起きたとき、責任を問われる場合もありますのでご注意ください。

修繕やリフォーム、解体など空き家の管理についてわからないことがありましたら、建設課建築住宅グループまでご相談ください。

また、使用できる建物については空き家バンクに登録していただければ、空き家をお探しの方にご紹介できます。

空き家バンクへの登録については、まちづくり推進課総合戦略グループ(☎ 27-3179)までご相談ください。



### 総合福祉センターにエレベーターができました

11月から総合福祉センターにエレベーター1台が設置されました。どうぞご利用ください。

問い合わせ 総合福祉センター☎27-2327 (京町165-1)

## 住基カードの電子証明書の有効期限が満了となる方はマイナンバーカードに切り替えを

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

マイナンバー制度の開始により、住民基本台帳カード(住基カード)および住基カードに格納する公的個人認証サービスの電子証明書の交付は、平成27年12月で終了しています。

住基カードの公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期限満了までご利用いただけますが、電子証明書の有効期限が満了となった場合は、マイナンバーカードへの切り替えが必要です。

マイナンバーカードの交付の申し込みが集中した場合、カード作成に1カ月以上の期間が必要となり、交付が遅れる可能性があります。

また、マイナンバーカードは、制度上、即日交付ができません。

確定申告を電子申請(e-Tax)で行う予定がある方で、住基カードの公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限満了を迎える方は、お早めにマイナンバーカードに切り替えをお願いします。



## パスポートの年内の受け取りはお早めの申請を

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

年内(12月29日(金)まで)にパスポート(旅券)の受け取りを希望する方は、次の期日までに申請手続きをすませるようお願いします。

申請書に不備がある場合などは、年内に受け取りができないこともありますので、年末年始に旅行を計画される方は、お早めの申請をお願いします。

12月15日(金) 16時30分まで

※年末年始は窓口が混雑することがありますので、余裕をもってお越しください。

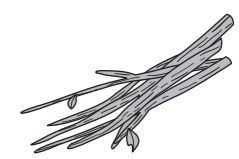


## 安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151  
町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871

### ◎ せん定枝の無料回収が11月で終了します

11月末日をもって、せん定枝の資源化回収が終了し、12月～翌年3月は『有料』扱いになりますので、毎週火曜日にもやせるごみ用(赤色)の有料指定袋を巻きつけて、ステーション横に出してください。



### ◎ 年末年始のごみ収集・自己搬入受入について

年末年始の休みは、12月31日(日)から1月3日(水)までの4日間です。この期間、収集および自己搬入の受入れはいたしません。1月4日(木)から、ごみ収集(生ごみ)と自己搬入受入を行います。

